

事務連絡
平成31年3月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）

文部科学省高等教育局大学振興課

「大学入学共通テスト実施方針（追加分）ガイドライン」の策定について（通知）

大学入学共通テストについては、平成29年7月に「大学入学共通テスト実施方針」を策定し、平成30年8月には、実施方針で明らかにされていなかった事項につき、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」として策定しておりましたが、このたび、運用上の方針を示したガイドラインを策定しましたのでお知らせします。

高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験については、大学入試センターが運営する成績提供システムにおいて、試験成績を一元的に集約・提供することとされていますが、システム参加要件の一つとして経済的に困難な受検生に対する検定料の配慮を設けており、このたび対象となる受検生の範囲や申込方法等を整理しましたので併せてお知らせします。

本件に関しては、追って文部科学省ウェブサイトにも同一資料を掲載いたします。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1414818.htm

【本件担当】

高等教育局 大学振興課 大学入試室 入試第三係
TEL：03-5253-4111（内線4905）
E-mail：gaknyusi@mext.go.jp